

# 平成30年分給与支払報告書(個人明細書)の書き方

①平成31年1月1日現在の住所又は居所を記載してください。「居所」を記載した場合は、摘要欄に「住民票のある住所」の記載をお願いします。

②給与の支払を受ける方のマイナンバーを記載します。

③【有】主たる給与等において、年末調整を受けている場合で、控除対象配偶者を有している場合に「○」と記載します。

また、年末調整の適用を受けていない場合で、源泉控除対象配偶者を有している場合(受給者の合計所得が900万円以下に限る)に「○」と記載します。

【従有】従たる給与等において、源泉控除対象配偶者を有している場合に「○」と記載します。

【老人】控除対象配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は源泉控除対象配偶者)が老人控除対象配偶者(昭和24年1月1日以前生まれ)である場合に「○」と記載します。

④源泉控除対象配偶者、控除対象配偶者、配偶者特別控除の対象となる配偶者及び扶養控除の対象となる扶養親族のうち、非居住者がいる場合及び16歳未満の扶養親族のうち、国内に住所を有しない方がいる場合には、その人数を記載します。

⑤控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者)の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。また、これらの方が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。

⑥扶養控除の対象となる扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。また、扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。

⑦16歳未満(平成15年1月2日以後生まれ)の扶養親族の氏名、フリガナ及びマイナンバーを記載します。また、扶養親族が非居住者である場合には、区分の欄に「○」と記載します。

⑧給与の支払をする事業所の法人番号、個人事業主の場合はマイナンバーを記載します。

## 【用語説明】

- 源泉控除対象配偶者とは、受給者(合計所得金額900万円以下である方に限る。)と生計を一にする配偶者で合計所得金額85万円以下である方をいいます。
- 同一生計配偶者とは、受給者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が38万円以下である方をいいます。
- 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である受給者の配偶者をいいます。

31

給与・賞与 6,000,000 給与所得控除後の金額 4,260,000 所得控除の額の合計額 3,870,000 源泉徴収額 0

前職分: ▲▲▲工業(株) H30.3.31退職 支払金額●●●●●円 社会保険料控除●●●●●円 源泉徴収額●●●●●円

ウオスマ ミユキ 30 4 1 55 5 5

住所: 魚沼市小出島130番地1 株式会社 ●●●●●●●● (電話) 025-792-1000

## 【扶養親族欄について】

年齢	年 齢	控除区分	控除額
70歳以上	昭和24年1月1日以前生まれ	受給者または受給者の配偶者の直系尊属で同居を常にしている	同居老親等 580,000
		上記以外(おじおば、兄弟姉妹等)	老人 480,000
23歳~69歳	昭和24年 1月 2日 ~ 平成 8年 1月 1日生まれ	その他	380,000
19歳~22歳	平成 8年 1月 2日 ~ 平成12年 1月 1日生まれ	特定	630,000
16歳~18歳	平成12年 1月 2日 ~ 平成15年 1月 1日生まれ	その他	380,000
16歳未満	平成15年 1月 2日以後生まれ	年少	0

※老人扶養親族がいる場合、「左の欄の点線の右側」には、主たる給与等の支払者が自己が支払う給与等から控除した老人扶養親族の数を、「点線の左側」には、その内、受給者又は受給者の配偶者の直系尊属で同居している者の数を記載してください。

## 【摘要欄について】

■同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載します。

(例:「魚沼花子(同配)」)

■年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には、支払者名、給与等支払額、源泉徴収額、社会保険料控除額及び退職日の記載をお願いします。

## 【配偶者控除・配偶者特別控除額表】

配偶者の合計所得金額	居住者(控除者)の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
38万円以下	配偶者控除額	配偶者特別控除額	配偶者控除額	配偶者特別控除額
	38万円	26万円	13万円	
38万円超 85万円以下	老人	26万円	13万円	
	48万円	32万円	16万円	
38万円超 85万円以下		38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下		36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下		31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下		26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下		21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下		16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下		11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下		6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下		3万円	2万円	1万円

## 【中途就・退職欄について】

■年の途中で就職や退職(死亡退職を含みます)した方については、「中途就・退職」の該当欄に「○」を付し、その年月日を記載してください。

**ご注意ください!**

■住宅借入金等特別控除に関する事項、生命保険料等の支払金額、及び16歳未満扶養親族欄については、記入漏れや記入誤りがあると、市県民税に正しく適用できない場合があります。提出の際は特にご注意ください。